

制限付一般競争入札公告

告示第4号
令和4年4月4日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町地域広域事務組合財務規則（平成12年十日町地域広域事務組合規則第2号）第4条に基づき、十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）第145条の規定により公告する。

十日町地域広域事務組合

管理者 十日町市長 関口 芳史

- 1 工事番号 常指工第1号
- 2 工事名 高機能消防指令センター機器一部更新工事
- 3 工事場所
 - (1) 十日町地域広域事務組合(消防本部) 十日町市四日町新田 1041 番地
 - (2) 十日町地域消防署南分署 中魚沼郡津南町大字下船渡乙 1097 番地 1
 - (3) 十日町地域消防署しづみ分署 十日町市松之山小谷 969 番地 5
 - (4) 十日町地域消防署救急ステーション 十日町市高田町 3 丁目南 32 番地 9
- 4 工事期間 契約の日から令和5年3月31日
- 5 予定価格 事後公表
- 6 入札参加条件

令和4年度十日町市又は津南町建設工事入札参加資格者で、次の(1)から(6)までの資格要件をすべて満たす者とする。

 - (1) 新潟県内に本店又は委任先営業所を有していること。
 - (2) 本設備装置を製造したメーカーの代理店又は指定保守会社として、当該メーカーから技術支援を直接受けることができること。
 - (3) 本工事完了後も、24時間対応の保守体制を構築して、障害発生時にも迅速な対応が可能であること。
 - (4) 作業上必要な要員、測定器、メーカー専用の調整用機器並びにソフトウェアなどの資機材を自社保有すること。
 - (5) 入札参加資格審査提出日から開札日までの間において、新潟県知事、十日町市長及び津南町長から指名停止を受けていない者。
 - (6) 自社又は自社の役員等(支店及び営業所の代表者その他これと同等の責任を有する者を含む)が、十日町市暴力団排除条例第2条及び津南町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと（契約時に暴力団等の排除に係る誓約書の提出が必

要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。)

※ 本工事は、『高機能消防指令センター機器一部更新工事仕様書』のとおり。

7 入札参加申請に関する事項

(1) 申請期間

令和4年4月4日(月)から令和4年4月19日(火)までの間の土曜日・日曜日を除く
午前9時から午後5時まで。

(2) 申請方法及び提出先

入札参加申請書を十日町地域広域事務組合総務課財政会計係宛に提出すること。
提出方法については、郵送又は持参とすること。

8 参加資格の審査結果の通知

入札参加申請書を提出した者に、令和4年4月25日(月)までに通知する。

9 設計図書閲覧場所

十日町地域広域事務組合 総務課

令和4年4月4日(月)から令和4年4月22日(金)までの間の土曜日・日曜日を除く
午前9時から午後5時まで。

10 仕様書

仕様書は、十日町地域消防本部のホームページ上「入札・契約情報」において掲示
する。 十日町地域消防本部ホームページ <http://www.tokamachi-kouiki.jp/>

11 設計図書に対する質疑の受付日時及び方法

(1) 質疑受付日時

令和4年4月19日(火)午後5時まで

(2) 質疑受付方法

十日町地域消防本部警防課通信指令室に質疑内容を書面(箇条書き任意様式)にて
ファクシミリにより送信すること。電話による質疑は受け付けない。

なお、ファクシミリを送信した際は、送信した旨を十日町地域消防本部警防課通信
指令室に電話連絡すること。

電話：025-757-0172 ファクシミリ番号：025-757-8499

(3) 回答方法

質問者に対しファクシミリで回答し、十日町地域消防本部のホームページ上「入札・
契約情報」で質問内容及び回答を掲載する。

12 入札

(1) 日時・場所 令和4年4月28日(木)午前10時

十日町地域広域事務組合(消防本部)3階 多目的ホール

(2) その他 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100 分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が

あるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 13 入札保証金 免除
- 14 契約保証金 免除 ただし、請負金額が2,500万円以上の場合は納付
- 15 前払金 できる ただし、請負金額が130万円以下の場合はない。
- 16 部分払 できる ただし、請負金額が500万円未満の場合はない。
- 17 最低制限価格 設定しない。
- 18 工事費内訳書 不要
- 19 入札回数 3回を限度とする。
- 20 無効入札 十日町地域広域事務組合制限付一般競争入札実施要綱(平成24年十日町地域広域事務組合訓令第3号)に規定する入札参加条件を満たしていない者及び入札に参加する資格のない者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 21 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は、入札参加業者に通知する。
- 22 入札辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は、入札の辞退を申請すること。
- 23 留意事項・その他
 - (1) 添付書類の作成に要する費用は提出者の負担とする。
 - (2) 添付書類は返還しない。
 - (3) 十日町地域広域事務組合、入札心得(物品以外)を参照の上、入札すること。